



島根県報

平成16年 4 月 9 日 (金)
号外 第 69 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業立地課)	1
告 示		
島根県企業立地促進補助金交付要綱の一部改正	(")	2

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第48号)

1 規則の概要

(1) 産業の高度化に寄与すると認められる業種を改正することとした。(第2条・第8条関係)

(2) 立地規模の基準を緩和することとした。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 4 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第48号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 特定製造業(非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機器製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、化学工業、プラスチック製品製造業及び知事が別に定める製造業をいう。以下同じ。)
- (2) 特定製造業以外の製造業(食品製造業その他の製造業のうち製品の性質上その提供が特に県内地域に限定されるものであって、県内に事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう。)の経営に重大な影響を及ぼすものとして、知事が認めるものを除く。)

第2条第5号及び第6号を削る。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第2号及び第4号に掲げる業種 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。
 - ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋又は償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する経費の総額(以下「投下固定資本額」という。)が1億円以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する従業員（常時雇用されるものに限る。以下同じ。）の数が5人以上であること。

(2) 前条第3号に掲げる業種 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が3,000万円以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する従業員の数が5人以上であること。

第8条第1項第1号中「第3条第1号ア及び第2号ア」を「第2条第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第3条第1号イ及び第2号イの業種に属する事業を営む企業で投下固定資本額の合計額が3,000万円（第2条第4号の業種に属する事業を営む企業にあっては、1億円）以上のもの」を「第2条第3号及び第4号の業種に属する事業を営む企業」に改め、同項第3号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に行われた認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第409号

島根県企業立地促進助成金交付要綱（平成5年島根県告示第429号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月9日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第3号中「第3条第1号ア(ア)又は第2号ア(ア)」を「第3条第1号ア又は第2号ア」に改め、同条第4号中「及び知事が特に認める業種」を削る。

第3条第1号中「第3条第1号ア又は第2号ア」を「第3条第1号」に、「3億円（規則第3条第2号アに掲げる業種にあっては、1億円）」を「1億円」に、「10人（規則第3条第2号アに掲げる業種にあっては、5人）」を「5人」に改め、同条第2号中「第3条第1号イ又は第2号イ」を「第3条第2号」に改め、「（規則第2条第4号の業種に属する事業を営む企業にあっては、1億円）」を削り、「10人（規則第3条第2号イに掲げる業種にあっては、5人）」を「5人」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 助成金は一の認定につき一の業種を対象として交付する。この場合において、その交付額は、次の各号に掲げる業種に応じて当該各号に掲げる額（その額が10億円を超える場合は、10億円）とする。

(1) 規則第2条第1号又は第3号に掲げる業種 次のアからウまでに掲げる区分に応じて当該アからウまでに掲げる額

ア 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合 増加固定資本額に10パーセントを乗じて得た額

イ 増加常用従業員数が10人以上の場合（ウに掲げる場合を除く。） 増加固定資本額に15パーセントを乗じて得た額

ウ 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合 増加固定資本額に20パーセントを乗じて得た額

(2) 規則第2条第2号に掲げる業種 次のアからウまでに掲げる区分に応じて当該アからウまでに掲げる額

ア 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合 増加固定資本額に5パーセントを乗じて得た額

イ 増加常用従業員数が10人以上の場合（ウに掲げる場合を除く。） 増加固定資本額に10パーセントを乗じて得た額

ウ 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合 増加固定資本額に15パーセントを乗じて得た額

(3) 規則第 2 条第 4 号に掲げる業種 次のア又はイに掲げる区分に応じて当該ア又はイに掲げる額

ア 増加常用従業員数が 5 人以上 9 人以下の場合 増加固定資本額に15パーセントを乗じて得た額

イ 増加常用従業員数が10人以上の場合 増加固定資本額に20パーセントを乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業種と同条第 4 号に掲げる業種が併設されるときは、当該 2 の業種を対象として助成金を交付する。この場合において、その交付額は、前項各号に掲げる業種に応じて当該各号に掲げる額（その額がそれぞれ10億円を超える場合は、それぞれ10億円）を合算した額とする。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成16年 4 月 9 日以後の島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第23号）第 4 条第 1 項の規定による認定（以下「認定」という。）に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。

